

奈良県広域水道企業団職員の退職管理に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団規則第 2 1 号

奈良県広域水道企業団職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 3 8 条の 2 及び第 6 0 条第 4 号から第 7 号まで並びに奈良県広域水道企業団職員の退職管理に関する条例（令和 7 年 2 月条例第 3 0 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第 2 条 法第 3 8 条の 2 第 1 項の離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前 5 年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(子法人)

第 3 条 法第 3 8 条の 2 第 1 項の国家公務員法（昭和 2 2 年法律第 1 2 0 号）第 1 0 6 条の 2 第 1 項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等（法第 3 8 条の 2 第 1 項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 8 7 9 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の 1 0 0 分の 5 0 を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の 1 0 0 分の 5 0 を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第4条 法第38条の2第2項の規則で定める法人は、地方独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

- (1) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社
- (2) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社
- (3) 国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等
（退職手当通算予定職員）

第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に奈良県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程（令和7年3月企業管理規程第21号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

（内部組織の長の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第6条 法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長（以下この条において「内部組織の長の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第7条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第8条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第4条各号に掲げる法人が行う業務とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第9条 法第38条の2第6項第2号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第10条 法第38条の2第6項第6号の規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として企業長が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第11条 法第38条の2第6項第6号の承認(以下この条において「依頼等の承認」という。)を得ようとする再就職者は、次に掲げる事項を記載した再就職者による依頼等の承認申請書(第1号様式)を任命権者に提出しなければならない。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 離職時の職

(4) 離職前5年間(再就職者が法第38条の2第4項に規定する職(同条第8項の国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものを含む。)に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。)の在職状況及び職務内容

(5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称

(6) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容

(7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人の役員の職及びその職務内容

(8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の対象となる契約等事務(同条第1項に規定する契約等事務をいう。)

(9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の内容

(10) その他参考となるべき事項

(部長又は課長に相当する職)

第12条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、奈良県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和7年3月企業管理規程第17号）に基づき管理職手当2種又は3種を支給される職とする。

（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第13条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第14条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第2条に定めるものとする。

（内部組織の長の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第15条 法60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第16条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第7条に定めるものとする。

（部長又は課長に相当する職）

第17条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、第12条に定めるものとする。

（部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組

織等に属する役職員に類する者)

第18条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第13条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第19条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

(1) 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長

(2) 第12条に定める職

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第20条 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合

(2) 法第22条の4第1項の規定により職員として採用された場合

(任命権者への再就職の届出)

第21

条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、再就職に係る届出書(第2号様式)により任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第3条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 離職時の職

(4) 離職日

(5) 再就職日

(6) 再就職先の名称

(7) 再就職先の業務内容

(8) 再就職先における地位

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 1 1 条関係）

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

任命権者 殿

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 8 条の 2 第 6 項第 6 号の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) () 氏 名	生年月日 (年齢) 年 月 日生 (歳)
-------------------	--------------------------

2 離職時及び離職前の状況

離職日	年 月 日	離職時の職	
離職前 5 年間 (※) の在職状況等	所属・職	在職期間	職務内容
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	

※申請者が地方公務員法第 3 8 条の 2 第 8 項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 現にその地位に就いている営利企業等

勤務先（営利企業等）の名称	役職
連絡先 TEL (— —) FAX (— —)	
勤務先（営利企業等）の業務内容	

4 要求又は依頼の対象となる役職員

(ふりがな) ()	
氏 名	
所属	職
職務内容	

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

☐ 電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として 企業長が定めるものを受ける契約に関する職務に関するもの
☐ その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの 職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
☐ 上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

7 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（ 営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼 ☐該当する ☐該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企 業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼 ☐該当する ☐該当しない

8 その他参考事項

--

任命権者記入欄	
受理番号	
処理結果区分 ☐ 承認 ☐ 不承認 ☐ 却下（承認を必要としない）	
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日 年 月 日

第2号様式（第21条関係）

再就職に係る届出書

年 月 日

任命権者 殿

奈良県広域水道企業団職員の退職管理に関する条例（令和7年2月条例第30号）第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

また、奈良県広域水道企業団が実施する職員の再就職状況の公表に関して、氏名、退職時役職名、退職年月日、再就職先名称、再就職先役職名及び再就職年月日を公表されることに同意します。

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 離職（退職）時の職、所属
- 4 離職（退職（予定））年月日
- 5 再就職（予定）年月日
- 6 再就職（予定）先の名称、所在地
- 7 再就職（予定）先の業務内容
- 8 再就職（予定）先における地位、役職名
- 9 報酬等（予定）

年収 万円（月収 円、賞与 円）

退職金支給予定【有・無】（該当する方に○をしてください。）

退職金支給予定「有」の場合、 年度末まで勤務して退職された
場合の見込み金額を記載ください。（ 万円）

備考

- 1 月収には、毎月決まって支給される手当（通勤手当を除く。）を含みます。
- 2 氏名、退職時役職名、退職年月日、再就職先名称、再就職先役職名及び再就職年月日以外の事項は、公表しません。